

徳島県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人 ベタリービング

東京都千代田区富士見二丁目七番二号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二六号

変更後 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二六号

大阪市中央区本町二丁目六番八号

三 変更する日

令和六年七月一日